

私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理についての一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 後																								
私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理について 最終改正施行 <u>令和2年7月8日</u>	私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理について 最終改正施行 <u>令和3年5月18日</u>																								
前文 〔略〕	前文 〔略〕																								
1 給付申請及び認定について (1) 休学中の高校生等に係る給付金の給付について ア 〔略〕 イ <u>基準日以降</u> に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日（ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日とする。）（以下「家計急変における基準日」という。）に休学中の高校生等（ただし、当該年度の4月1日から家計急変における基準日まで <del>に</del> 在籍期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。 なお、家計急変における基準日に休学中の高校生等が、当該年度中に復学し、給付の申請をする場合には、当該高校生等に係る給付金を給付できるものとする。 (2)～(4) 〔略〕 (5) 受給資格の認定等について ア～イ 〔略〕 ウ 要綱第3条第2項に規定する給付対象者であることを確認する書類 ①～② 〔略〕 ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等） ④ 〔略〕 エ 〔略〕 オ 要綱第4条第1項の表の区分のうち(4)に該当することを確認する書類 扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し (6)～(7) 〔略〕 (8) 家計急変に係る家計状況の確認について ア 要綱第3条第2項における「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税に相当すると認められる者」とは、(5)ウの書類から基準日（ <u>基準日以降</u> ）に家計急変があった場合は家計急変における基準日）以降1年間の収入見込額が、次の表の収入基準以下の者とする。ただし、収入見込額が収入基準を超える場合であっても、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税に相当する場合は収入基準以下のものとして取り扱う。 【収入基準】 〔略〕	1 給付申請及び認定について (1) 休学中の高校生等に係る給付金の給付について ア 〔略〕 イ <u>基準日の翌日以降</u> に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日（ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日とする。）（以下「家計急変における基準日」という。）に休学中の高校生等（ただし、当該年度の4月1日から家計急変における基準日まで <del>に</del> 在籍期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。 なお、家計急変における基準日に休学中の高校生等が、当該年度中に復学し、給付の申請をする場合には、当該高校生等に係る給付金を給付できるものとする。 (2)～(4) 〔略〕 (5) 受給資格の認定等について ア～イ 〔略〕 ウ 要綱第3条第2項に規定する給付対象者であることを確認する書類 ①～② 〔略〕 ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族分の健康保険証の写し（ <u>被保険者記号及び番号等がマスキングされているもの。</u> ）、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等） ④ 〔略〕 エ 〔略〕 オ 要綱第4条第1項の表の区分のうち(4)に該当することを確認する書類 扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し（ <u>被保険者記号及び番号等がマスキングされているもの。</u> ） (6)～(7) 〔略〕 (8) 家計急変に係る家計状況の確認について ア 要綱第3条第2項における「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税に相当すると認められる者」とは、(5)ウの書類から基準日（ <u>基準日の翌日以降</u> ）に家計急変があった場合は家計急変における基準日）以降1年間の収入見込額が、次の表の収入基準以下の者とする。ただし、収入見込額が収入基準を超える場合であっても、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税に相当する場合は収入基準以下のものとして取り扱う。 【収入基準】 〔略〕																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収入見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1人世帯（扶養なし）</u></td> <td>1,000,000円以下</td> </tr> <tr> <td><u>2人世帯（1人扶養）</u></td> <td>1,703,999円以下</td> </tr> <tr> <td><u>3人世帯（2人扶養）</u></td> <td>2,215,999円以下</td> </tr> <tr> <td><u>4人世帯（3人扶養）</u></td> <td>2,715,999円以下</td> </tr> <tr> <td><u>5人世帯（4人扶養）</u></td> <td>3,215,999円以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収入見込額	<u>1人世帯（扶養なし）</u>	1,000,000円以下	<u>2人世帯（1人扶養）</u>	1,703,999円以下	<u>3人世帯（2人扶養）</u>	2,215,999円以下	<u>4人世帯（3人扶養）</u>	2,715,999円以下	<u>5人世帯（4人扶養）</u>	3,215,999円以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収入見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>扶養なし</u></td> <td>1,000,000円以下</td> </tr> <tr> <td><u>1人扶養</u></td> <td>1,703,999円以下</td> </tr> <tr> <td><u>2人扶養</u></td> <td>2,215,999円以下</td> </tr> <tr> <td><u>3人扶養</u></td> <td>2,715,999円以下</td> </tr> <tr> <td><u>4人扶養</u></td> <td>3,215,999円以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収入見込額	<u>扶養なし</u>	1,000,000円以下	<u>1人扶養</u>	1,703,999円以下	<u>2人扶養</u>	2,215,999円以下	<u>3人扶養</u>	2,715,999円以下	<u>4人扶養</u>	3,215,999円以下
区分	収入見込額																								
<u>1人世帯（扶養なし）</u>	1,000,000円以下																								
<u>2人世帯（1人扶養）</u>	1,703,999円以下																								
<u>3人世帯（2人扶養）</u>	2,215,999円以下																								
<u>4人世帯（3人扶養）</u>	2,715,999円以下																								
<u>5人世帯（4人扶養）</u>	3,215,999円以下																								
区分	収入見込額																								
<u>扶養なし</u>	1,000,000円以下																								
<u>1人扶養</u>	1,703,999円以下																								
<u>2人扶養</u>	2,215,999円以下																								
<u>3人扶養</u>	2,715,999円以下																								
<u>4人扶養</u>	3,215,999円以下																								
イ～カ 〔略〕 <u>(9) オンライン学習に係る通信費負担の確認等について</u> <u>要綱第4条第4項に規定する額を給付する場合の取扱い</u> は次のとおりとする。 ア <u>学校においてルーター等を貸し出しており、通信費の一部または全部の負担を保護者等が求めている場合</u> ・ <u>原則として、学校において代理受領することとする。</u> ・ <u>家庭において通信費に係る負担が生じていることが明らかであるため、誓約書または通信費に係る契約書の写し（以下「誓約書等」という。）による使途の確認は不要とする。</u> ・ <u>学校や都道府県等が通信費の全部を負担しており、家庭において通信費に係る負担が生じていない場合は、給付対象としない。</u> イ <u>家庭において通信費の契約をしている場合</u> ・ <u>学校において代理受領することとして差し支えない。</u> ・ <u>家庭において通信費に係る負担が生じていることを確認するため、誓約書</u>	イ～カ 〔略〕 <u>(削除)</u>																								

(参考様式-9)等の提出により、使途の確認を行うこととする。

- ・ 学校においてオンライン学習を行っていない場合であっても、学校での学習内容を踏まえて、生徒が自主的にICT機器を活用し家庭学習を行うこと等もあるため、誓約書等により、家庭において通信費に係る負担が生じていることが確認できれば、給付対象とする。

※ 学校において代理受領する場合、通信費相当の追加給付分も含めて授業料以外の教育費と相殺して差し支えない。

※ 高校生等奨学給付金の申請時点または通信費相当の追加給付時点において、家庭で通信費に係る負担が一切生じていない場合であっても、令和2年度内に通信回線等に係る契約を行う予定があれば、誓約書の提出をもって給付対象とする。なお、通信費に係る契約期間や支払額に関わらず、給付額は10,000円の定額とする(7月以降の家計急変により給付対象となる場合を除く。)

(10) 添付書類の取扱いについて

高等学校等就学支援金の申請の書類等により確認できる場合には添付を省略できるものとする。

(11) プライバシーに配慮した提出方法について

個人情報及び特定個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うものとする。

2～4 略

(9) 添付書類の取扱いについて

高等学校等就学支援金の申請の書類等により確認できる場合には添付を省略できるものとする。

(10) プライバシーに配慮した提出方法について

個人情報及び特定個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うものとする。

(参考様式-1)～(参考様式-2) [略]

(参考様式-3)

年 月 日

岩手県知事 様

### 扶養の事実の申立書

郵便番号	-				
住所					
フリガナ					
氏名	(姓)	(名)	Ⓜ	電話番号	- -

私が主として、基準日現在、以下の者を扶養していることを申し立てます。

※ 基準日:7月1日(要綱第3条第2項の場合においては、基準日以降に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日(ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日。))及び要綱第5条第1項の場合においては、当該年度の4月1日。)

郵便番号	-					フリガナ	
扶養者住所						扶養者氏名	

郵便番号	-					フリガナ	
扶養者住所						扶養者氏名	

郵便番号	-					フリガナ	
扶養者住所						扶養者氏名	

郵便番号	-					フリガナ	
扶養者住所						扶養者氏名	

(注意事項)

- 1 国民健康保険に加入している世帯の場合は、保険証の写しと併せて、この申立書を提出してください。
- 2 対象となる高校生等を除く、申請書2ページ目「扶養親族欄」に記載した扶養親族について記入してください。
- 3 申請者と被扶養者の住所が異なる場合には、被扶養者の現住所を記入してください。

(参考様式-4)～(参考様式-8) [略]

(参考様式-9)

年 月 日

岩手県知事 様

### オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける私立高等学校生徒等奨学給付金のうち、私立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱第4条第4項各号に規定する加算額については、オンライン学習の通信費に充ててを誓約します。

申請者住所	〒	
申請者氏名	(印)	
対象生徒氏名		

※私立高等学校生徒等奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(参考様式-1)～(参考様式-2) [略]

(参考様式-3)

年 月 日

岩手県知事 様

### 扶養の事実の申立書

郵便番号	-				
住所					
フリガナ					
氏名	(姓)	(名)	Ⓜ	電話番号	- -

私が主として、基準日現在、以下の者を扶養していることを申し立てます。

※ 基準日:7月1日(要綱第3条第2項の場合においては、基準日以降に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日(ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日。))及び要綱第5条第1項の場合においては、当該年度の4月1日。)

郵便番号	-					フリガナ	
扶養者住所						扶養者氏名	

郵便番号	-					フリガナ	
扶養者住所						扶養者氏名	

郵便番号	-					フリガナ	
扶養者住所						扶養者氏名	

郵便番号	-					フリガナ	
扶養者住所						扶養者氏名	

(注意事項)

- 1 国民健康保険に加入している世帯の場合は、保険証の写し(被保険者記号及び番号等がマスキングされているもの)と併せて、この申立書を提出してください。
- 2 対象となる高校生等を除く、申請書2ページ目「扶養親族欄」に記載した扶養親族について記入してください。
- 3 申請者と被扶養者の住所が異なる場合には、被扶養者の現住所を記入してください。

(参考様式-4)～(参考様式-8) [略]

(削除)